

入 札 説 明 書

日野谷発電所 P C B 廃棄物運搬処分業務

I	入札説明書	(頁)	2	～	7
II	提出書類等一覧表		8		
III	仕様書に関する質問書		9		
IV	応札仕様書		10	～	12
V	誓約書		13		
VI	入札書・委任状等		14	～	18
VII	契約書（案）		19	～	23

徳島県企業局

I 入札説明書

この入札説明書は、本件業務に関し、関係法令及び本件業務に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
日野谷発電所PCB廃棄物運搬処分業務
- (2) 処理を委託しようとする産業廃棄物の収集場所
徳島県那賀郡那賀町日浦字池の本1番地の1地先
日野谷発電所 中央倉庫
- (3) 業務の内容
仕様書のとおり
- (4) 委託業務期間
令和8年11月20日から令和9年3月15日まで

2 入札に参加する者に必要な資格等について

- (1) 次の条件を全て満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
 - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の4第1項の認定を受けた者（当該認定の内容が、この委託業務の全てを処理できるものに限る。）であること。
 - エ 仕様書に示した委託業務を処理できることを証明し、入札参加を申し込む書類（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。
 - オ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - カ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。
 - キ 3に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページよりダウンロードする。
なお、仕様の変更があった場合、徳島県ホームページで通知する。

4 問い合わせ等について

- (1) 問い合わせ先
所在地 郵便番号 770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁8階
所属名 徳島県企業局経営企画課 管財担当
電話番号 088-621-3250
ファクシミリ番号 088-621-2877
電子メールアドレス keieikikakuka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問い合わせについての受付期間

問い合わせについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。

ファクシミリについては別紙「Ⅲ 仕様書に関する質問書」を使用して問い合わせを行うこと。

なお、期間については概ね応札仕様書等の提出期限の3日前までとする。これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

※ 確実に回答を行うため、お問合せのファクシミリ又は電子メールを発信されたときは、その旨を上記の電話番号まで御連絡ください。

5 応札仕様書等について

(1) 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し、「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、落札決定の対象とする。

なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限

令和8年11月9日(月)午後5時(必着)

イ 提出場所

所在地 郵便番号 770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁8階

所属名 徳島県企業局経営企画課 管財担当

電話番号 088-621-3250

ウ 提出方法

直接持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)

※ 郵送の場合は、封筒の表面に「PCB廃棄物運搬処分業務 応札仕様書」と朱書きすること。

なお、郵送する旨をイの電話番号まで御連絡ください。

※ 応札仕様書等を受け付けたときは、その旨をお届けの電子メールアドレスへお知らせしますので、御確認ください。

(3) 不適合の場合

応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した業務を処理することができると認められない場合は、その旨と理由を記載した書面により当該応札仕様書等の提出者に通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しな

い。

6 入札手続等について

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

ア 日時

令和8年11月17日（火）午後2時

※ 郵送の場合の入札書の提出期限は、入札日の前業務日の令和8年11月16日（月）午後5時（必着）とする。

イ 場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県庁6階 企業局会議室

ウ 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）

【郵送による場合】

(ア) 入札回数は、2回を限度とするため、郵送により入札書を提出する場合は、1回目及び2回目の入札書をあらかじめ作成し、提出すること。

なお、2回目の入札書は、題名の頭に「再」と追記し、「再入札書」とすること。

また、1回目の入札書のみ提出した場合は、2回目の入札は辞退したものとして取り扱い、2回目の入札書のみ提出された場合（1回目の入札書の提出がない場合）は、当該入札を無効とする。

(イ) 2通の入札書は、それぞれの封筒（内封筒）に入れ、封筒の表面に「令和8年11月17日入札 P C B廃棄物運搬処分業務 入札書（○回目）」と記載すること。

なお、2通の封筒が提出されたものの、いずれか（又は双方）の表面に「1回目」又は「2回目」の記載がなく区別できない場合は、(3)エ（同一事項に対してした2通以上の入札）に該当するものとみなし、開封せず無効な入札として取り扱う。

(ウ) 入札書を入れた封筒（内封筒）は、のり付けにより封をすること。

(エ) 2通の封筒（内封筒）をまとめて別の封筒（外封筒）に入れ、封筒の表面に「P C B廃棄物運搬処分業務 入札書」と朱書きして郵送すること。

なお、郵送する旨を（オ）の電話番号まで御連絡ください。

(オ) 提出先

所在地 郵便番号 770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁8階

所属名 徳島県企業局経営企画課 管財担当

電話番号 088-621-3250

(カ) 郵送の場合の入札書の提出期限は、入札日の前業務日の令和8年11月16日（月）午後5時（必着）とする（上記ア再掲）。

(2) 入札の方法等

ア 入札の方法

入札は「日野谷発電所P C B廃棄物運搬処分業務」の総価で行う。

イ 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式（入札書）によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

(ア) 入札書には、入札金額、業務名、業務箇所、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

(イ) 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

(ウ) 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「日野谷発電所P C B廃棄物運搬処分業務」の総価を記載すること。

金額の見積りに当たっては、この入札説明書及び仕様書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(エ) 「業務名」及び「業務箇所」は、明確に記載すること。

(オ) 入札参加者は、入札業務、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

(カ) 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人である旨を表示の上、代理人の住所及び氏名を記載すること。

(キ) 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ウ 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再入札を行う。

再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再入札の回数は、1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再入札には参加さ

せることができる。

なお、再入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

再入札を執行しても、落札者がいないときは、この入札は打ち切るものとする。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

(ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

(イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

(ウ) 「業務名」及び「業務箇所」の記載のないもの又は記載を誤ったもの

(エ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

(オ) 入札の年月日（日付）の記載のないもの又は記載を誤ったもの

エ 同一事項に対してした2通以上の入札

オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

キ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した委託業務を処理できると認められた者であって、有効な入札書を提出し、かつ予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

最低制限価格は、設定しない。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじをひかせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじをひかせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企業局経営企画課 管財担当

- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (4) 入札保証金及び契約保証金
免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、「Ⅱ 提出書類等一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

II 提出書類等一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書（別添様式による。） 1 通

応札仕様書には「入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）」を記入すること。

(2) 次の証明書類（この委託業務の処理に必要な許可等を有することを証明するものに限る。） 各 1 通

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定（PCB 廃棄物に係るもの）に係る認定証の写し

イ 最終処分場が確保されていることを証する書類の写し

(3) 誓約書 1 通

徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であることを確認するため、記名の上、提出すること。

※ 郵送による提出方法については、入札説明書の 5（2）を確認すること。

※ 徳島県において以上の提出書類を確認した結果、応札予定者に対し、必要に応じその他の書類の提出を求める場合があることを御承知おきください。

2 入札時

(1) 入札書及び封筒 1 通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

郵送による提出の場合、入札書を入れた封筒（内封筒）はのり付けにより封をするとともに、封筒の表面に「令和 8 年 1 月 17 日入札 PCB 廃棄物運搬処分業務 入札書（1 回目）」と記載すること。

(2) 委任状（代理人が入札する場合） 1 通

※ 入札書・委任状の記載については、別紙記載例で確認すること。

※ 郵送による提出方法については、入札説明書の 6（1）を確認すること。

3 再入札時

(1) 入札書及び封筒の予備 1 通

入札書については、コピー等を行って、再入札に備えること。

入札書の題名の頭に「再」と追記し、「再入札書」とすること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、再入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

郵送による提出の場合、入札書を入れた封筒（内封筒）はのり付けにより封をするとともに、封筒の表面に「令和 8 年 1 月 17 日入札 PCB 廃棄物運搬処分業務 入札書（2 回目）」と記載すること。

※ 郵送による提出方法については、入札説明書の 6（1）を確認すること。

仕 様 書 に 関 す る 質 問 書

令和 年 月 日

業務名： 日野谷発電所P C B廃棄物運搬処分業務

住所

商号又は名称

担当者名

電話番号

ファクシミリ

E - m a i l

質問項目	
内 容	

令和8年 月 日

日野谷発電所PCB廃棄物運搬処分業務 応札仕様書

徳島県企業局長 殿

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者名

連絡先電話番号

ファクシミリ

電子メールアドレス

@

次のとおり応札します。

なお、当社は、入札説明書に定められた入札参加者に必要な資格を全て満たすものであることを宣誓します。

1 業務名

日野谷発電所PCB廃棄物運搬処分業務

2 応札者の資格等に関する情報

徳島県の物品の購入等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格（該当するものを○で囲む。）			あ る ・ 申請中
産業廃棄物の処理に係る事業範囲	特別管理産業廃棄物の無害化処理に係る認定	認定大臣	環境大臣
		事業の範囲(産業廃棄物の種類等)	別添認定証の写しに記載のとおり。
		認定の条件	
		認定番号	

3 当該産業廃棄物に係る処分及び最終処分の場所、方法等

(1) 処分

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

排出場所から上記の処分事業場に運搬するまでの間における積替え又は保管の有無
(該当するものを○で囲む。)

有(積替え・保管の許可を受けている事業者に限る。) ・ 無

(「有」の場合)

積替え場所の所在地		
保管	保管場所所在地	
	保管できる廃棄物の種類及び保管上限	

(2) 最終処分

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

4 入札案件に係る委託料の見積り

※ 入札書に記載する入札金額は、ここに記載する見積金額を基礎として、別途算定するものとします。

見積金額(金額を黄色のセルに入力) ※水色のセルは、自動計算

内 訳					金 額	
収集運搬に係る料金(全行程一式)						円 … a
廃棄物等の処分に 係る料金	容器	ドラム缶	1本当たり 処分料金 × 本数 22 本 =		円	円 … b
		ペール缶	1本当たり 処分料金 × 本数 1 本 =		円	円 … c
		処分(中間処理)後に残る有価物の評価額				円 … d
		差引				円 … e=b+c-d
	PCB廃棄物(容器を 含まず)	塗膜くず	1 kg 当たり 処 分 料 金 × 重 量 453 kg =		円	円 … f
		養生シート類	1 kg 当たり 処 分 料 金 × 重 量 120 kg =		円	円 … g
		使用済み 防護服等	1 kg 当たり 処 分 料 金 × 重 量 90 kg =		円	円 … h
		小計	663 kg			円 … i=f+g+h
	廃棄物等の処分に係る料金計				円 … j=e+i	
	総計(税抜き)					円 … k=a+j
上記に係る消費税及び地方消費税の額(円未満端数切捨て)					円 … l=k×10%	
総計(税込み)					円 … k+l	

見積金額に占めるPCB廃棄物 (容器を含まず)処理料金の割 合(税抜き金額で算出)	塗膜くず		% (小数点以下第二位四捨五入)	… R1=f÷k
	養生 シート類		% (小数点以下第二位四捨五入)	… R2=g÷k
	使用済み 防護服等		% (小数点以下第二位四捨五入)	… R3=h÷k

(注) 中間処理後に残った金属類その他の有価物は、受託者に帰属するため、容器の処分に係る料金は、予め見込まれる有価物(無害化後の容器)の評価額を差し引いた金額(上記e)とし、契約締結後において、有価物(無害化後の容器)の評価額の見直しに伴う契約金額の変更は、行わないこととする。

本件の委託契約の締結後、上記のPCB廃棄物(容器を含まず。)の重量が、上記の重量と異なることを、委託者、受託者の両方で確認したときは、委託契約の変更により委託料の額を改めるものとし、その場合、変更後の委託料の額は、次の計算式により定めるものとするを承諾します。

(計算式)

$$X = \{ \textcircled{1} - Y + (y1 \times \textcircled{2} \div \textcircled{3}) + (y2 \times \textcircled{4} \div \textcircled{5}) + (y3 \times \textcircled{6} \div \textcircled{7}) \} \text{ (円未満端数四捨五入) } \\ \times 110 / 100 \text{ (消費税及び地方消費税相当額を加算、円未満端数切捨て)}$$

(記号の定義)

①: この入札の結果締結した契約書の第4条第1項の委託料の額(税抜き)

②: 訂正後のPCB廃棄物(塗膜くず)重量(kg、小数点以下切捨て)

③: 訂正前のPCB廃棄物(塗膜くず)重量(上記のfの欄に記載した重量)

④: 訂正後のPCB廃棄物(養生シート類)重量(kg、小数点以下切捨て)

⑤: 訂正前のPCB廃棄物(養生シート類)重量(上記のgの欄に記載した重量)

⑥: 訂正後のPCB廃棄物(使用済み防護服等)重量(kg、小数点以下切捨て)

⑦: 訂正前のPCB廃棄物(使用済み防護服等)重量(上記のhの欄に記載した重量)

X: 変更後の委託料の額(税込み)

R1: 応札仕様書に記載した見積金額に占めるPCB廃棄物(塗膜くず)に係る処理料金の割合
(%、小数点以下第二位四捨五入、上記のR1のとおり。)

R2: 応札仕様書に記載した見積金額に占めるPCB廃棄物(養生シート類)に係る処理料金の割合
(%、小数点以下第二位四捨五入、上記のR2のとおり。)

R3: 応札仕様書に記載した見積金額に占めるPCB廃棄物(使用済み防護服等)に係る処理料金の割合
(%、小数点以下第二位四捨五入、上記のR3のとおり。)

Y: ①のうちPCB廃棄物(容器を含まず)の処分に係る料金総額として、次の計算式により求められる金額

(計算式)

$$Y = \textcircled{1} \times (R1 + R2 + R3) \text{ (円未満端数四捨五入)}$$

y1: ①のうちPCB廃棄物(塗膜くず)の処分に係る料金として、次の計算式により求められる金額
(計算式)

$$y1 = \textcircled{1} \times R1 \text{ (円未満端数四捨五入)}$$

y2: ①のうちPCB廃棄物(養生シート類)の処分に係る料金として、次の計算式により求められる金額
(計算式)

$$y2 = \textcircled{1} \times R2 \text{ (円未満端数四捨五入)}$$

y3: ①のうちPCB廃棄物(使用済み防護服等)の処分に係る料金として、次の計算式により求められる金額
(計算式)

$$y3 = \textcircled{1} \times R3 \text{ (円未満端数四捨五入)}$$

5 添付書類(この委託業務の処理に必要な許可等を有することを証明するものに限る。)

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の4の4第1項の認定(PCB廃棄物に係るもの)に係る認定証の写し
- (2) 最終処分場が確保されていることを証する書類の写し

※ 徳島県においてこの応札仕様書及び上記の添付書類を確認した結果、応札予定者に対し、必要に応じその他の書類の提出を求める場合があります。

徳島県 事務局記載欄

判 定	可 ・ 不 可
-----	---------

注: 提出者は、判定欄に記入しないこと。

誓 約 書

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

私は、徳島県企業局が発注する物品の購入等に係る一般競争入札（指名競争入札）に参加するにあたり、次に該当しないことを誓約いたします。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議はありません。

また、参加資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて、承認いたします。

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であること、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。

◎暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の例

- 1 暴力団員が有資格者等の経営に事実上参加していると認められるとき。
- 2 有資格者等及びその役員、使用人が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- 3 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。
- 4 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- 5 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

入 札 書

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
1 入札金額									

- 2 委託業務名 日野谷発電所 P C B 廃棄物運搬処分業務
- 3 委託業務箇所 徳島県那賀郡那賀町日浦字池の本 1 番地の 1 地先
日野谷発電所 中央倉庫
- 4 入札保証金 免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県企業局財務規程（昭和 4 1 年徳島県企業管理規程第 5 号）により入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
氏 名

徳島県企業局長 殿

本人が入札を行う場合

入 札 書

「¥マーク」を忘れないようにしてください。
(無い場合は無効)

再入札の場合は、頭に
「再」と追記し、「再入札
書」とすること。

1 入札金額

百	拾	万	千	百	拾	円

2 委託業務名

日野谷発電所 P C B 廃棄物運搬処分業務

3 委託業務箇所

徳島県那賀郡那賀町日浦字池の本 1 番地の 1 地先
日野谷発電所 中央倉庫

4 入札保証金

免除

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの（「0」と「6」、「1」と「7」等）
- ・アラビア数字でないもの など

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県企業局財務規程（昭和 4 1 年徳島県企業管理規程第 5 号）により入札します。

令和○年○月○日

県に登録済みの
住所・会社名を
記入してください。

住 所

徳島県徳島市万代町 1 - 1
徳島県庁株式会社

氏 名

代表取締役 徳島 太郎

県に登録済みの
代表者役職・氏名を
記入してください。

徳島県企業局長 殿

代理人が入札を行う場合

入 札 書

再入札の場合は、頭に「再」と追記し、「再入札書」とすること。

「¥マーク」を忘れないようにしてください。
(無い場合は無効)

1 入札金額

百	拾	万	千	百	拾	円

2 委託業務名

日野谷発電所 P C B 廃棄物運搬処分業務

3 委託業務箇所

徳島県那賀郡那賀町日浦字池の本 1 番地の 1 地先
日野谷発電所 中央倉庫

4 入札保証金

免除

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの（「0」と「6」、「1」と「7」等）
- ・アラビア数字でないもの など

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県企業局財務規程（昭和 4 1 年徳島県企業管理規程第 5 号）により入札します。

令和○年○月○日

県に登録済みの
住所・会社名を
記入してください。

住 所

徳島県徳島市万代町 1 - 1
徳島県庁株式会社

県に登録済みの
代表者役職・氏名を
記入してください。

氏 名

代表取締役 徳島 太郎

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

代 理 人

住所 ○○○○○○○○○○

氏名 阿波 次郎

代理人の住所・氏名は
委任状と同じ内容で
あること

徳島県企業局長 殿

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県企業局長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____ を代理人とし、

徳島県企業局が令和 年 月 日に執行する『日野谷発電所PCB廃棄物運搬処分業務』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和〇年〇月〇〇日

委 任 状

徳島県企業局長 殿

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1
徳島県庁株式会社
氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○○○
氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし、
徳島県企業局が令和〇年〇月〇日に執行する『日野谷発電所 P C B 廃棄物運搬処分業務』の
入札に関する一切の権限を委任します。

委 託 契 約 書

徳島県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

（1）業務名

日野谷発電所PCB廃棄物運搬処分業務

（2）業務内容

別記「日野谷発電所PCB廃棄物運搬処分業務処理要領（以下「要領」という。）」の
のとおり

（委託業務の処理）

第2条 受注者は、前条第2号に規定する要領に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 受注者は、要領に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年11月20日から令和9年3月15日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除とする。

（委託業務の調査等）

第6条 発注者は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 受注者は、委託業務が完了したときは、速やかに発注者の指示する様式による委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 発注者は、完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、受注者の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 発注者は、前項に規定する検査の結果、発注者の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、受注者に対して、期日を指定して補正を命じることができ

るものとする。

- 3 受注者は、前項の補正を命じられたときは、発注者の指示により補正を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第10条 受注者は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、発注者に対して委託料の支払の請求をするものとする。

- 2 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

（再委託等の禁止）

第11条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第12条 受注者は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書きにより、受注者が売掛債権を譲渡した場合、発注者の受注者に対する弁済の効力は、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）第39条第2項に基づき、徳島県企業出納員が出納取扱金融機関に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（契約解除等）

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）受注者が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）受注者が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

（3）契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

（4）契約の履行に当たり発注者の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

（5）契約条項に違反したとき。

（6）受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合、発注者に損害があるときは、発注者は受注者に賠償を請求することができる。

- 3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物（容器を含む。以下本項において同じ。）の収集運搬及び処分業務が未だ完了していないときは、受注者は、残っている特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分を自己の負担により実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用負担をもって行わせなければならない。

- 4 受注者は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、発注者に請求できないものとする。

（損害賠償）

第14条 受注者は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。ただし、契約書に代えて契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年 月 日

発注者 徳島県
徳島県企業局長 ○○ ○○

受注者 ○○○○

(この要領の作成に際しての注意)

この要領中 2 から 4 までの各項の記載事項について、記載された書面が、他にあるときは、同書面の添付をもって、本要領への記載に代えることができるものとし、その場合、本要領中の該当箇所には、別紙による旨を記載するものとする

別記

日野谷発電所 P C B 廃棄物運搬処分業務処理要領

この契約による低濃度ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の収集・運搬及び処分については、別紙「日野谷発電所 P C B 廃棄物運搬処分業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」によるほか、次により処理するものとする。

1 法令の遵守

この委託業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 1 3 年法律第 6 5 号）その他関係法令を遵守して遂行されなければならない。

なお、具体的な処理の基準については、次の各ガイドラインによる。

- (1) 「低濃度 P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年 1 2 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」
- (2) 「低濃度 P C B 廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー（令和 6 年 1 0 月改訂、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」

2 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は、次のとおりであり、受注者は、この事業範囲を証するものとして、認定証の写しを添付する。

なお、認定事項に変更があったときは、受注者は、速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の認定証の写しを発注者に送付するものとする。

事業範囲

特別管理産業廃棄物の無害化処理に係る認定	
認定大臣	環境大臣
事業の範囲（産業廃棄物の種類等）	別添認定証の写しに記載のとおり
許可及び認定の条件	
許可番号及び認定番号	

3 発注者の排出事業場

発注者の排出事業場は、次のとおりとする。

所在地	徳島県那賀郡那賀町日浦字池の本 1 番地の 1 地先 日野谷発電所 中央倉庫
-----	---

4 受注者の処分場及び最終処分場

受注者は、対象廃棄物等を次のとおり処分する。

(1) 処分

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

【排出場所から上記の処分事業場に運搬するまでの間に積替え又は保管を行う場合は、次の記載を加える。】

なお、排出場所から上記の処分事業場に運搬するまでの間に積替え又は保管を行う

場合は、次による。

積替え場所の所在地		
保管	保管場所所在地	
	保管できる廃棄物の種類及び保管上限	

(2) 最終処分

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

- 5 処理を委託する産業廃棄物等の種類、数量等
業務仕様書の2(2)に記載のとおり

- 6 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の記載事項

発注者は、産業廃棄物管理票の記載内容を、5の記載内容その他発注者から受注者に通知した内容と一致させるものとし、不一致又は記載漏れがあった場合、受注者は、発注者による修正を確認した上で、当該産業廃棄物等を引き取るものとする。

- 7 処理量を訂正した場合の委託料の変更について

委託後の計量の結果、5の廃棄物(容器を含まず。以下、本項において同じ。)の重量が、5の重量と異なることを発注者と受注者で確認したときは、この契約の変更により委託料の額を改めるものとし、その場合、変更後の委託料の額は、この契約に際し、受注者から発注者に提出された応札仕様書(別添写しのとおり。)の4に記載された計算式により算定するものとする。

- 8 適正な処理のために必要な情報(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の6第1号の規定に基づく通知事項)

5の産業廃棄物等(以下「対象廃棄物等」という。)の適正な処理のために発注者から受注者に提供する情報は、業務仕様書の3に記載のとおりである。

なお、発注者は、受注者の求めに応じて、その他適正処理に必要な情報を受注者に提供するものとする。

また、対象廃棄物等の性状等の変更があった場合は、発注者は、受注者に対し速やかに書面をもって変更内容及び程度の情報を通知するものとする。

- 9 委託業務完了報告における添付書類等について

- (1) この契約書の第8条の規定に基づく委託業務完了報告は、対象廃棄物等の処分(中間処理)の終了をもって行うことができるものとし、受注者は、同報告を行うときは、対象廃棄物に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)のD票に必要事項を記載し発注者に送付の上、委託業務完了報告書に作業状況写真を添付して提出するものとする。

なお、受注者は、当該中間処理廃棄物の最終処分の終了を確認したときは、対象廃棄物に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)のE票に必要事項を記載し発注者に送付するものとする。

- (2) (1)の産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、紙によるものとし、その用紙は、受注者が用意するものとする。
(3) (1)の作業状況写真は、原則として電子データではなく、紙によるものとする。